

(別表) 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については、以下のとおり延期します。

延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

(例) 5月11日午前10時、債権者集会場1で行われる債権者集会は、

8月3日午前10時、債権者集会場1に延期します。

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	5月11日	→	8月3日
火	5月12日	→	8月4日
水	5月13日	→	8月5日
木	5月14日	→	8月6日
金	5月15日	→	8月7日